

---

『物流 Weekly』連載原稿

『日本ロジファクトリーの物流ケース・スタディー』

“社長！それは違います！” 第21回

---

<タイトル>

「法令遵守強化の時代が来た」

<本文>

運輸業界はそもそも法令、規制で固められた、また守られていた業界であった。その後、大きな規制緩和があり、異業種からの物流業への参入など、競争・自由化の時代に入ったのである。こういった背景の中、最近では法令遵守強化の流れ、いわゆるコンプライアンス強化が重視されている。

業務上さまざまな法令が適用される物流業であるが、大別して六つの法令順守が該当する。粉飾決算、背任容疑、消費税未納などの「会社法令」、スピード規制、改正道路交通法などの「安全法令」、三・六協定、労働基準法、社会保険加入義務などの「労務法令」、排ガス規制、産業廃棄物対応など「環境法令」、個人情報保護法などの「情報法令」、そして医薬品センターにおける管理薬剤師の設置などの「業界特殊法令」である。

例えば、乗務員の管理などを含めた労務管理、交通違反に関する管理などは現場の所長はもとより、配車や運行管理者は労働基準法の基礎を知っていなければならないのであるが、それを怠っているのが実情である。

また、通販や個人宅への宅配、住設部材などを扱う会社は、個人情報保護法に基づいた運営を行わなければならない。国、行政の動きは法に対する違反者を厳しく取り締まる方向にあり、これまではいわゆる「見逃し」があったとしても、これからはそうはいかない。

社会保険の未加入問題や未納問題に関しても、厳しいチェックの目が光る。

A社の場合、交通違反を起こした乗務員からの報告がなく、それを見逃していた。再び同じ乗務員が同じ違反を行ったため、管理不行き届きとして三日間の業務停止処分を受けた。

この法令違反が原因で倒産にまで発展するケースが増えている。これは、これからは「運送屋」では生き残れない、「物流企業」として社会性、透明性のある企業が存続していく方向にあることを示唆しているに違いない。

---